

『商業施設』認定基準におけるエコマークの表示方法

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

「商業施設 Version1」認定基準で認定を受けたエコマーク使用契約者が、エコマークを表示する方法について説明します。

1. エコマークの基本的な表示方法

エコマーク「商業施設」で認定を受けた施設、施設内の環境への取り組みを示す POP、チラシなどの広告宣伝物、使用契約者のウェブサイトなどに表示することができます。

「商業施設」のエコマーク表示は、表示例 1～2 に示す通り「エコマークのロゴ」と「ピクトグラム」をセットで表示して下さい。

（ピクトグラムは、施設で実施している環境への取り組みを消費者に視覚的に伝える目的で、認定基準書の評価カテゴリー毎に 6 つの図柄とその内容を簡潔に表したキャッチコピー(例：建物・周辺環境への配慮)があります。）

エコマークの表示は、日本語表記／日英表記の 2 種類を用意していますので、適宜選択してお使い下さい。



表示例 1. 日本語表記



表示例 2. 日英表記

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

○表示における留意点

- ・表示例 1～2 は電子データで認定時に事務局からお渡しします。また、表示例 3 のような横型に加工して表示することも可能です。
- ・6 つのピクトグラムは、認定基準書の各評価カテゴリーに対応しています。評価カテゴリーごとに獲得ポイントが 2 ポイントに満たないカテゴリーに対応するピクトグラムの表示はできません。
- ・個別のピクトグラムは、表示例 4 の通り、該当する評価カテゴリーの基準項目に関連する取り組みに対してエコマークとともに表示することが可能です（詳しくは 5 ページの例を参照下さい）。ただし、その場合には商業施設で認定を受けたことがわかるように表示して下さい。



表示例 3



表示例 4

2. エコマークロゴを単独で表示する場合

エコマークのロゴを単独で、エコマーク認定を受けた施設、広告・宣伝物などに表示することも可能です。

1) 基本色（推奨）：DIC236（C0%、M95%、Y100%、K20%）

- ※ エコマーク「商業施設 Version1」でのエコマークの表示には、上記が基本色となります。
コーポレートカラーを用いるなど上記の基本色以外での表示も可能です。

2) 基本ロゴの表示サイズ：ロゴの視認性を損なわない大きさで表示して下さい。



エコマーク認定施設

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

3) 表示にあたっての留意事項

エコマークの認定を受けた対象が施設であることがわかるように表示をして下さい。(例えば、「エコマーク認定施設」または「ECO MARK CERTIFIED FACILITY」を表記するなど) また、施設以外で表示する場合(例えばウェブサイトなど)には、使用契約者名または認定番号の表示、および認定された施設等について消費者が容易に識別できるように配慮をして下さい。表記する文字のフォント、色、サイズの指定はありません。

3. 問い合わせ先

エコマークおよびピクトグラムの表示にあたり、不明点がありましたら以下までご相談下さい。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階

TEL:03-5829-6286 FAX:03-5829-6281

エコマーク事務局メールアドレス : info@ecomark.jp

ウェブサイト : <http://www.ecomark.jp>

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

＜参考＞ 様々な媒体へのエコマーク表示例

1) 施設内での表示例

【共用通路】

共用通路、あるいはその周辺にポスター掲示する。
デジタルサイネージ等での電子的な表示も可能。



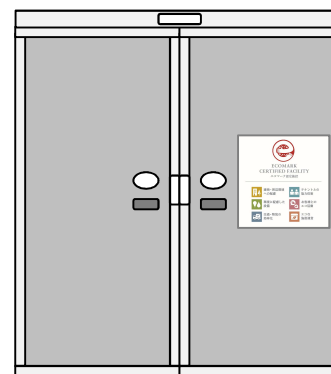
【サービスカウンター】

サービスカウンター奥に掲示する。例のように額装し、
カウンター奥や壁など、他の情報の邪魔にならない範囲で掲示する。



【施設の入口】

施設の入り口（扉）や壁面を利用する。



「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

【ポスターやPOP など】

自社の環境活動を報告する掲示板などに表示する。
エコマーク認定の価値や品質を伝えることができる。



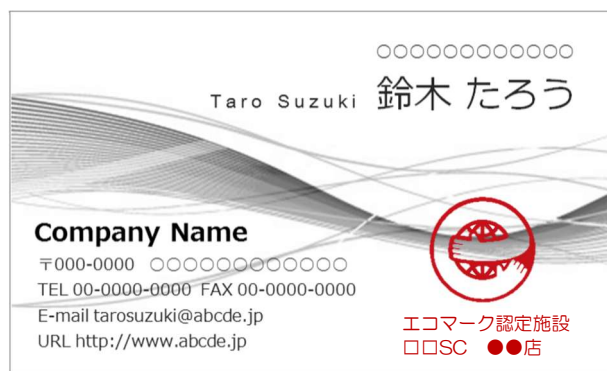
【WEB サイトやアプリ など】

WEBサイトやアプリなどに活用する。
環境をテーマにしたキャンペーンなどへ展開。



2) その他の表示例

【名刺、環境報告書、印刷物など】



上記以外にも様々な媒体でエコマークとピクトグラムの表示が可能です。表示にあたりご不明点がございましたらエコマーク事務局までご相談下さい。

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。